



福井労働局発表
平成25年10月1日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 小山 幹 夫
室長補佐 西 端 保 秀
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

福井県最低賃金が10月13日から 時間額701円に改正されます

県内のすべての事業場において、最低賃金を下回る賃金の支払いが行われることがない
ように、各自でチェックしていただくよう使用者、労働者の皆様に呼びかけています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低
賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金についてのご質問や、万が一、最低賃金に満たない賃金が支払われ、事業場内
で解決できないような事案が生じたような場合のご相談については、県下の各労働基準監
督署及び福井労働局で対応させていただいております。

参考；

①ここ5年間の福井県最低賃金額及び前年比上昇額の推移は次のとおりです。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
最低賃金時間額	671円	683円	684円	690円	701円
対前年度上昇額	1円	12円	1円	6円	11円

②他県の決定状況、全国加重平均額等については、別添の厚生労働省発表（平成25年9
月10日付「全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」）のとおりです。

③県内すべての事業場に適用される福井県最低賃金のほかに、特定の業種の事業場に適用
される特定最低賃金が福井県最低賃金より高い金額で別に定められています。

特定最低賃金が適用される事業場、労働者については特定最低賃金額以上の賃金の支払
いが必要です。

④最低賃金の引上げを支援するため、二つの中小企業支援事業があります。福井労働局では、中小企業事業主、関係者の方々が積極的にご活用いただくようお願いしています。

(1) 最低賃金ワンストップ無料相談

福井労働局からの委託事業として、福井県最低賃金総合相談支援センターにおいて、中小企業事業主の抱える経営面と労働面の悩み事について、専門家が窓口相談、及び出張相談を無料で行っています。

福井県最低賃金総合相談支援センター

設置場所 福井市二の宮3丁目30番11号

電話番号 0776-26-7770

開所時間 平日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.fukui-saichincenter.com/>

Eメールでのご相談は24時間受付しています。

(2) 業務改善助成金

福井労働局労働基準部賃金室において、業務改善助成金の申請受け付け、支給を行っています。

この助成金は、中小企業が設備投資や研修の実施等の業務改善を行い、あわせて事業場内で最も低い賃金を時間給または時間換算額で1年あたり40円以上となる引上げを行った場合に、業務改善に要した費用の2分の1を支給するというものです（助成金の上限は100万円）。

お問い合わせ先 福井労働局労働基準部賃金室

(福井春山合同庁舎9階)

TEL 0776-22-2691

詳細のご案内は厚生労働省ホームページでも掲載しています。